

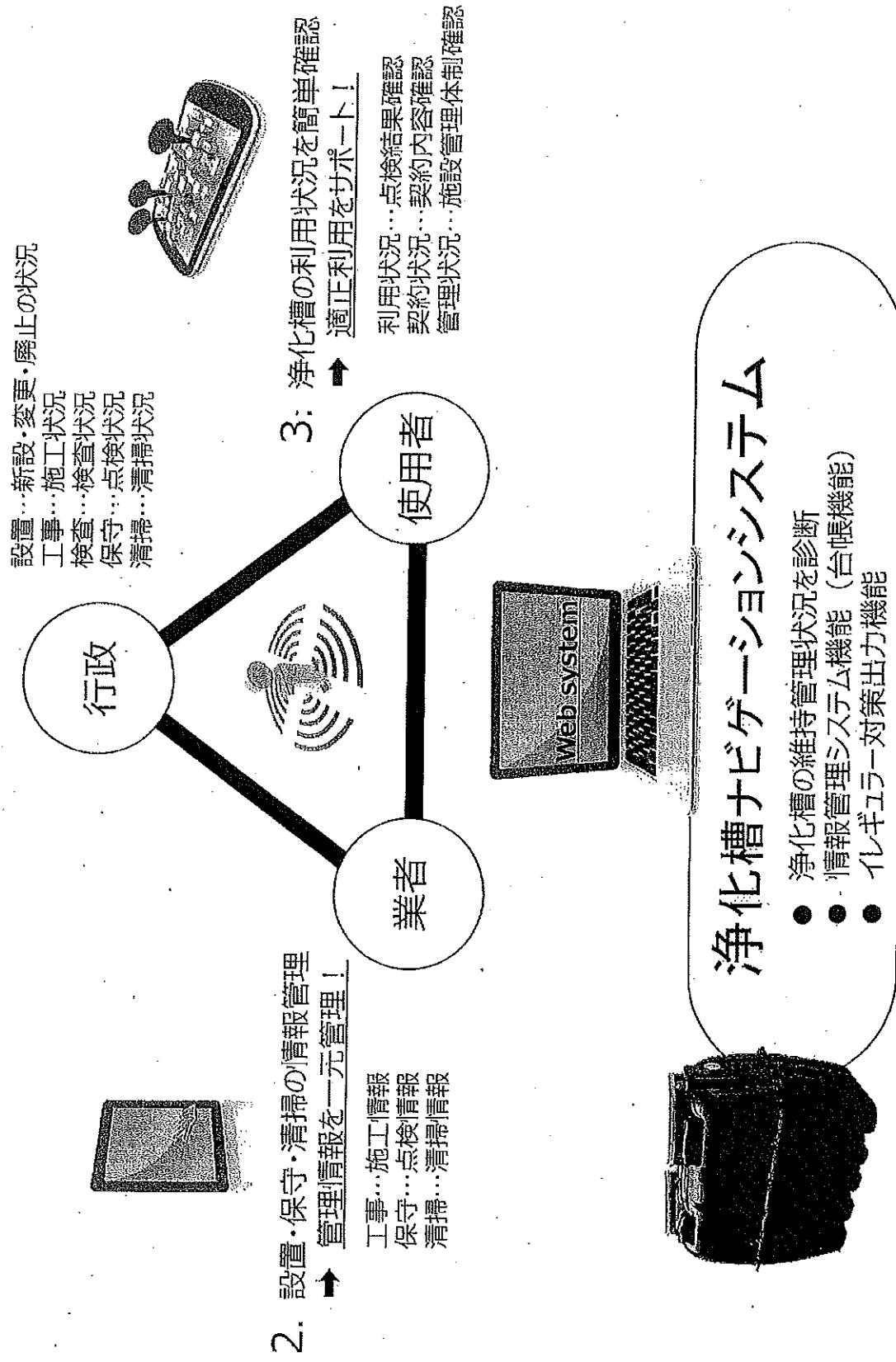
別紙1

廃棄物処理団体懇話会における北海道に対する要望事項

団体名 北海道環境整備事業協同組合

要望事項	浄化槽ナビゲーションシステムについて
要望の内容	<p>補助金の適用を受けて設置される浄化槽には、市町村設置型と個人設置型とがあります。国は、今後、単独浄化槽の合併浄化槽への転換を含め、市町村設置型、PFIによる普及促進を進めようとしております。</p> <p>市町村の人口は今後益々減少し、地域経済は疲弊し、行政改革は一段と進めざるを得ないことから、国交省も、下水道処理区域の見直しや行政コストの低い浄化槽による処理を進めが必要との認識を示しています。</p> <p>今後は、下水道処理区域外において、市町村設置型或いはPFIの普及が見込まれ、浄化槽の施工・維持管理が今以上に適切に行えるよう、国は、「浄化槽台帳システム」の推進を都道府県等地方自治体に呼びかけています。</p> <p>NPO法人浄化槽ナビゲータ認証機構では「浄化槽ナビゲーションシステム」という浄化槽台帳システムに含まれる事柄以外にも、別紙のとおり、行政が浄化槽システム運用状況を監視＝地域の排水処理の適正化の推進、業者が設置・保守・清掃の情報管理＝管理情報を一元管理、使用者は浄化槽の利用状況を簡単に確認＝適正利用サポートという内容となっています。市町村、業者、浄化槽使用者の三者のシームレスな連携による適正管理が実現することになります。このシステムは、管理者・業者・市町村・都道府県・国がそれぞれに必要な情報のみを随時閲覧できることにより、タイムラグなく自治体が業者への維持管理における情報提供が行え、かつ、浄化槽管理士養成ソフトとしての機能を持つことから、市町村の設置における不安を解消し設置整備事業が推進されるよう、私ども北海道環境整備事業協同組合は、市町村行政を担うものとして、このシステムの活用を考えるべきものと思っております。</p> <p>つきましては、全道各市町村が、このシステムに取り組まれますよう、北海道環境行政の中での位置づけについての検討をお願いいたします。</p>
備 考	

1. 淨化槽システムの運用状況を監視
→ **地域の排水処理の適正化の推進**



別紙2

要望事項	『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』の遵守について
要望の内容	<p>一般廃棄物の処理は市町村固有の事務であり、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令』により、委託料は、受託業務を遂行するに足りる額であることと定めております。</p> <p>また、平成26年1月28日の最高裁判例を踏まえ、同年10月8日付けで出された環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知では、「受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」、このことを「貴管内市町村に周知徹底及び指導方お願いしたい」となっております。</p> <p>北海道の人口は慢性的に減少し続け、特に地方の人口減少はひどく、生活基盤が失われつつあると言っても過言ではありません。こうした中で、地域で暮らしてゆくためには、行政ばかりではなく、地域住民も行政とともに、地域を支える取り組みが求められております。</p> <p>一般廃棄物処理業者は行政サービスの一端を担っており、私どもは、地域を支える取り組みの必要性を認識しております。このため、当組合は、技術力向上の研修はもとより、共同購買事業の取り組みなど、組合員の効率的な経営に資する事業に取り組んでいるところです。しかし、一業者の力のみでは限界があります。『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』の遵守並びに遵守そのものが地域行政を支えることになることを、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知とともに、市町村に周知されるようお願いいたします。</p>
備 考	

環廃対発第 1410081 号
平成 26 年 10 月 8 日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律
の適正な運用の徹底について（通知）

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）が目的とする生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上では、廃棄物の適正処理が基本であり、一般廃棄物の処理については、その処理全体について統括的な責任を有する市町村の役割が極めて重要である。

市町村の処理責任の性格については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成 20 年 6 月 19 日付け環廃対発 第 080619001 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知。以下「6.19 通知」という。）で周知したとおり、市町村自らが行う場合はもとより、市町村以外の者に委託して行わせる場合でも、引き続き市町村が有するものである。また、許可業者に行わせる場合にあっても、市町村が統括的な責任を有するものであり、一般廃棄物処理計画にこれを位置付け、一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、業の許可の運用を行うことが重要である。

この市町村以外の者に一般廃棄物処理業の許可を与えて行わせる場合の考え方について、平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決（別添資料参照）において、市町村長から一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者は、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分について、その取消訴訟における原告適格を有する

との判示がなされた。

一方、市町村が処理委託した一般廃棄物に関する、大規模な不適正処理事案が発生しているが、依然として解決を見ないまま長期化している状況にある。

このような状況を踏まえ、改めて下記事項に留意いただき、都道府県知事に
おかれましては貴管内市町村に対し、廃棄物処理法の適正な運用の徹底のため周知
徹底及び指導方お願いしたい。

記

1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに廃棄物処理法施行令第3条各号に規定する基準（以下「処理基準」という。）に従って処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有する。このため、仮に不適正な処分が行われた場合には、生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のために必要な措置を講ずることが求められる。

廃棄物処理法第6条の2第2項の規定における「市町村が行うべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分」とは、市町村自ら行う場合と市町村が委託により行う場合の両方を指しており、両者を同様に扱っていることから、市町村の処理責任については、市町村が自ら一般廃棄物の処理を行う場合のみならず、他者に委託して処理を行わせる場合でも、市町村は引き続き同様の責任を負う。このため、市町村は、廃棄物処理法施行令第4条各号に規定する基準（以下「委託基準」という。）に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならない。

この場合の委託基準には、業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務に関する相当の経験を有する適切な者に対して委託すること等の受託者としての要件に加え、「受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が定められており、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要である。

また、結果的に、受託者による適正な処理の確保がなされなければ、その責任は市町村が負うものであり、市町村が委託基準を遵守したか否かにかかわらず、市町村は、受託者と連帶して生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のた

めに必要な措置を講ずる必要がある。さらに、それらの措置が十分でない場合には、市町村は自らそれらの措置を講ずる必要がある。

以上のとおり、市町村の処理責任は極めて重いものであることを改めて認識されたい。

2. 最高裁判決の趣旨

平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決は、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」としており、「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる」との考えに基づき判断されたものである。

したがって、仮に市町村長が一般廃棄物処理計画を踏まえた既存業者への事業の影響等を適切に考慮せずに一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分を行った場合には、既存業者からの訴えにより当該許可処分等は取り消される可能性があるということになる。これは新たな許可処分に限定されるものではないことにも留意する必要がある。

当該判決は、これまで 6.19 通知等により周知してきた廃棄物処理法の目的及び趣意に沿ったものであることから、これを機に、一般廃棄物処理を市町村以外の者に委託し又は許可を与えて行わせる場合を含めて、廃棄物処理法の目的及び趣意を改めて認識の上、一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用をなされたい。